平成２４年（フ）第１０７号
兵庫県明石市貴崎４丁目14番14―102号、営業所所在地神戸市西区神出町宝勢字道南1463―１
債務者　明井商店こと　明井　利行
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
兵庫県明石市松江184番地の１　マンション雅206号
債務者　武田　豊子（旧姓牧野）
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
神戸市西区北別府４丁目12番地の３　シャトー北別府103号
債務者　町田　友佳（旧姓岡田・杉浦）
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
兵庫県明石市小久保２丁目14番地の５　サンハイツ402号
債務者　榊　　宣雄
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
神戸市西区桜が丘西町４丁目15番地の13
債務者　南　　浩二
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
神戸市西区伊川谷町潤和1664番地　203号
債務者　大石　隆弘
１　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
佐賀県唐津市鏡2471番地１
債務者　峰　　隆人
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４９号
佐賀県唐津市熊原町3197番地８　宮崎ビル301号
債務者　武田　真澄
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第３０７号
千葉県松戸市幸谷150番地の１
債務者　山根　陽子
１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１１号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区11棟203号
債務者　清宮　直人
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１２号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区11棟203号
債務者　清宮　圭子
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２２号
千葉県松戸市新松戸７丁目191番地　新松戸第二市営住宅106号
債務者　藤森　竜太
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２４号
千葉県我孫子市根戸983番地
債務者　浅水惠美子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番85―306号
債務者　竹内房江こと　竹内ふさ江
１　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６２号
千葉県野田市上花輪793番地の20
債務者　水本　哲也
１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６３号
千葉県野田市上花輪793番地の20
債務者　水本留美子
１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部